

福島市消費生活センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

福島市長 馬 場 雄 基

福島市条例第 51 号

福島市消費生活センター条例の一部を改正する条例

福島市消費生活センター条例（平成28年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「本町2番6号」を「五老内町3番1号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年2月24日から施行する。